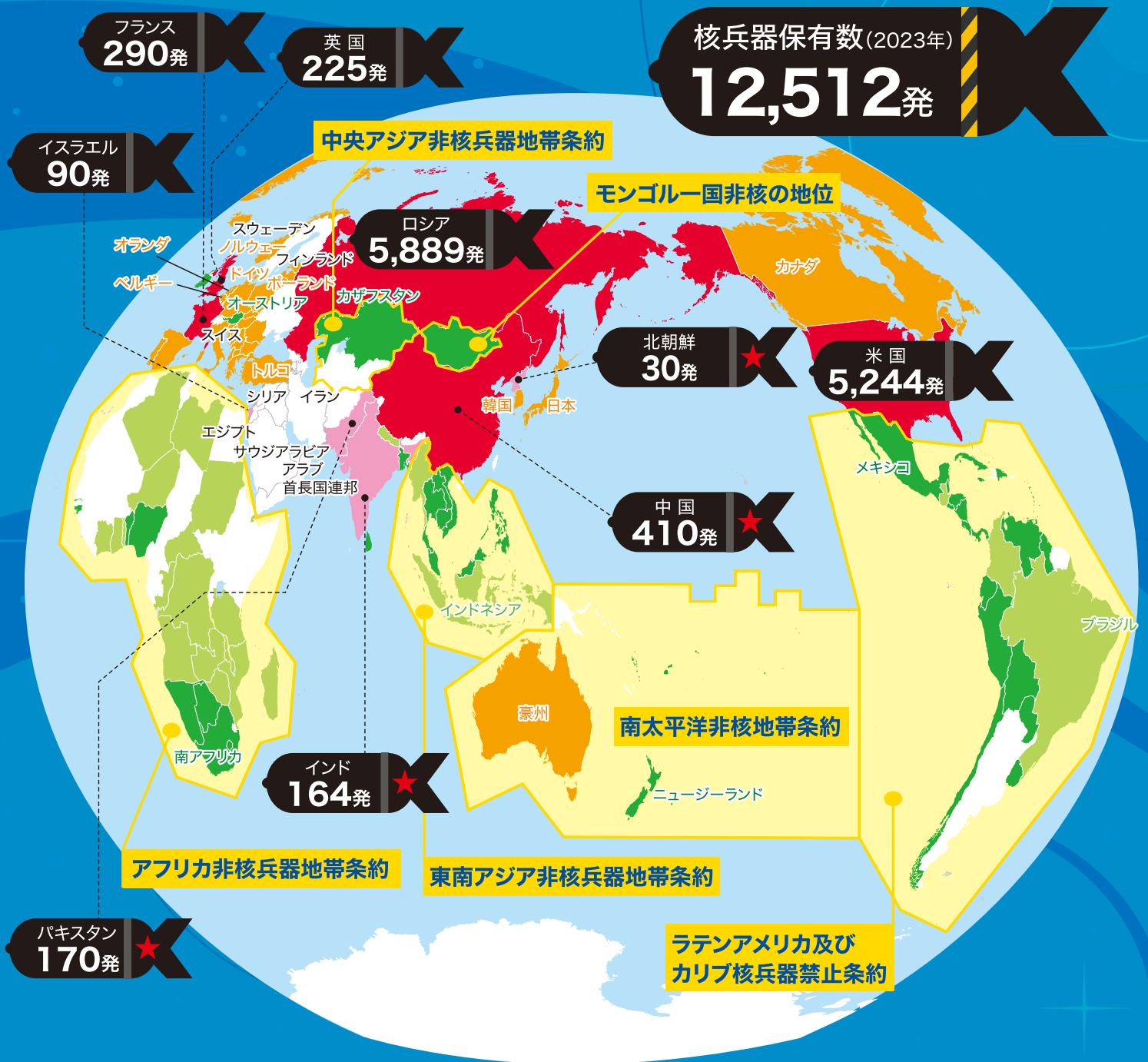


核兵器を巡る 世界の現状を知っていますか？



出典：原水爆禁止日本協議会「世界の核兵器数と非核兵器地帯」を参考に作成
核兵器の数についてはSIPRI2023年(推計)をもとに作成

「核兵器禁止条約」に署名した国: **93カ国** 「核兵器禁止条約」の締約国: **69カ国**

核兵器国 注1 核保有国 注2 核の傘のもとにある国 非核兵器地帯

★ 核兵器保有数が増加しているとみられる国

注1) 核兵器不拡散条約(NPT)上、核兵器の保有を認められている5カ国

注2) 核兵器国以外で核を保有している(とされる)国 (国の数は2023年末時点)

この冊子は、「ひろしまレポート2024年版ー核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2023年の動向」の内容をもとに、核兵器を巡る全体の動向について、よりわかりやすく解説することを目的に作成したものです。

核兵器を巡る国際的枠組み

核兵器不拡散条約 (Nuclear Non-Proliferation Treaty: NPT)

核兵器不拡散条約(NPT)は、冷戦期に、核兵器の廃絶に関する交渉が進まず、他方で核兵器の新たな取得を模索する国、あるいは核兵器を製造する潜在能力を持つ国が増えるなかで、まずは核兵器の拡散を防止することが核兵器の廃絶につながるとの考えのもとにつくられました。核不拡散、核軍縮、原子力の平和利用を三本柱とする、核不拡散体制の中心的存在です。

【核兵器国／非核兵器国】

NPTでは締約国を「核兵器国」と「非核兵器国」の2つのグループに分けています。「1967年1月1日より前に核兵器を保有し、爆発させた国」を「核兵器国」として核兵器の保有を認めています。米国、ロシア、英国、フランス、中国の5カ国がNPT上の核兵器国です。これら5カ国以外は「非核兵器国」となります。

【核軍縮】

5カ国のみに核兵器の保有を認めるという不平等を緩和するために、NPTは核兵器国に対して、核軍縮に向けて各国と誠実に交渉することを義務づけています。

【核不拡散】

すべての締約国には核兵器不拡散の義務が課されています。非核兵器国は、核兵器の取得・保有が禁じられています。また、核兵器国は、非核兵器国に核兵器を移譲することや核兵器取得を援助することが禁止されています。

【原子力の平和利用】

NPTはすべての締約国に対して原子力の平和利用（電力供給のための原子力発電利用など）を「奪い得ない権利」として認めています。国際原子力機関(IAEA)による保障措置(査察や検証)の実施を非核兵器国に義務づけることで、核兵器の不拡散と非核兵器国による原子力活動の両立が図られています。

NPTの三本柱

誠実に
軍縮交渉を行う義務
(第6条)

核軍縮

核兵器国以外への
核兵器の拡散防止
(第1条／第2条)

核不拡散

締約国の
「奪い得ない権利」
(第4条)

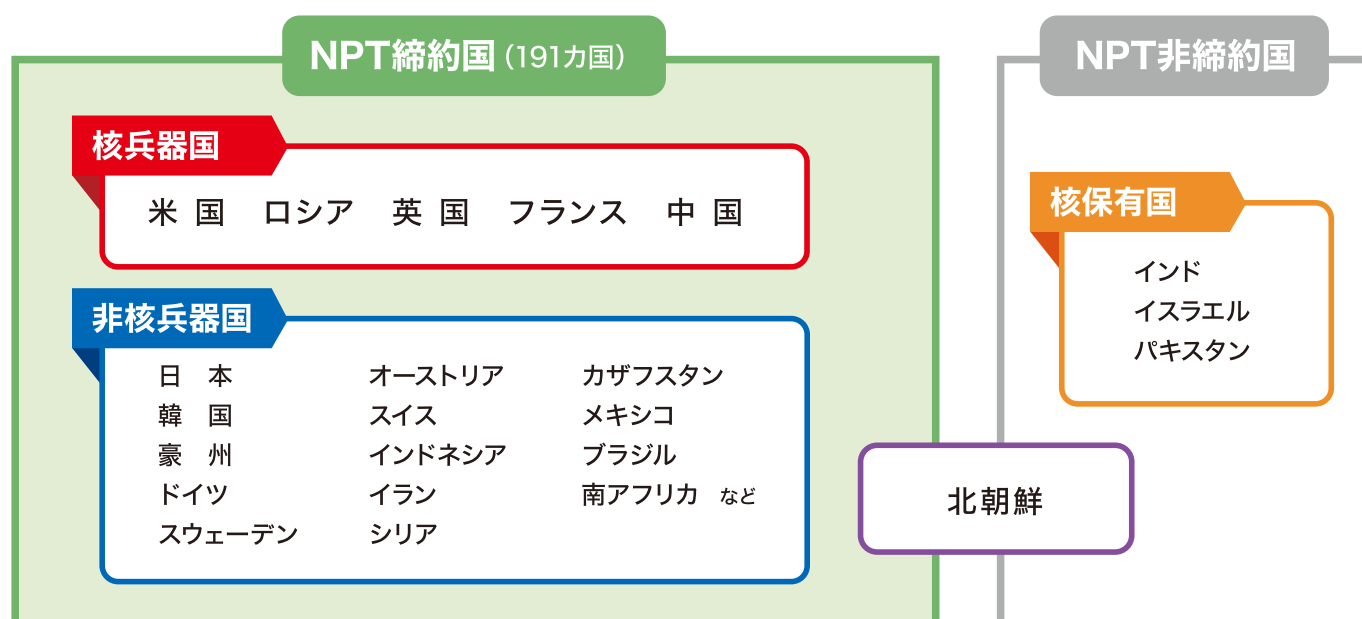
原子力の
平和利用

N P T

NPTが1968年に成立し、1970年に発効した後も、核兵器の取得を企てる国はなくなりませんでした。冷戦終結直後に、南アフリカが核兵器を廃棄して非核兵器国としてNPTに加盟しましたが、冷戦期から核兵器を保有している(とみられる)インド、パキスタン、イスラエルは、現在もNPTに加盟しておらず、これらの国々が早期に非核兵器国としてNPTに加盟することが求められています。

【NPT加盟状況】

＊世界で最も締約国の多い軍縮・不拡散条約の1つ
 ＊条約発効後、5年ごとに運用検討会議を開催
 ＊1995年に条約の無期限延長が決定



NPT運用検討会議

NPTでは、条約が発効してから5年ごとに運用検討会議が開催され、締約国が核軍縮や核不拡散などをどのように実施してきたかを見直し、今後採るべき施策を議論してきました。2022年に開催されたNPT運用検討会議では、核軍縮問題を中心に核兵器国・非核兵器国間、さらには核兵器国間で厳しい議論が展開されながらも、最終文書案が取りまとめられましたが、ウクライナでの戦争に関連する記述を巡り、ロシアが反対を表明したため、会議の目標である最終文書は採択できませんでした。

コラム

北朝鮮は1985年にNPTに加入しましたが、1993年に秘密裏の核開発が発覚しました。2003年には1993年に一旦停止したNPT脱退を再び宣言しました。北朝鮮は核・ミサイルの開発を積極的に推進し、6回の核実験を実施するとともに、大陸間弾道ミサイル(ICBM)や潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を含め、様々な種類のミサイルの発射実験を繰り返しています。また、核兵器を決して手放さないと述べています。

核軍縮を巡る最近の動向

新戦略兵器削減条約(新START) 2010年4月署名、2011年2月発効

新STARTは、米露の戦略核弾頭とこれを搭載する大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、戦略爆撃機といった運搬手段の双方を削減することを定めています。両国は2018年2月までに、条約で定められた規模への削減を完了しました。

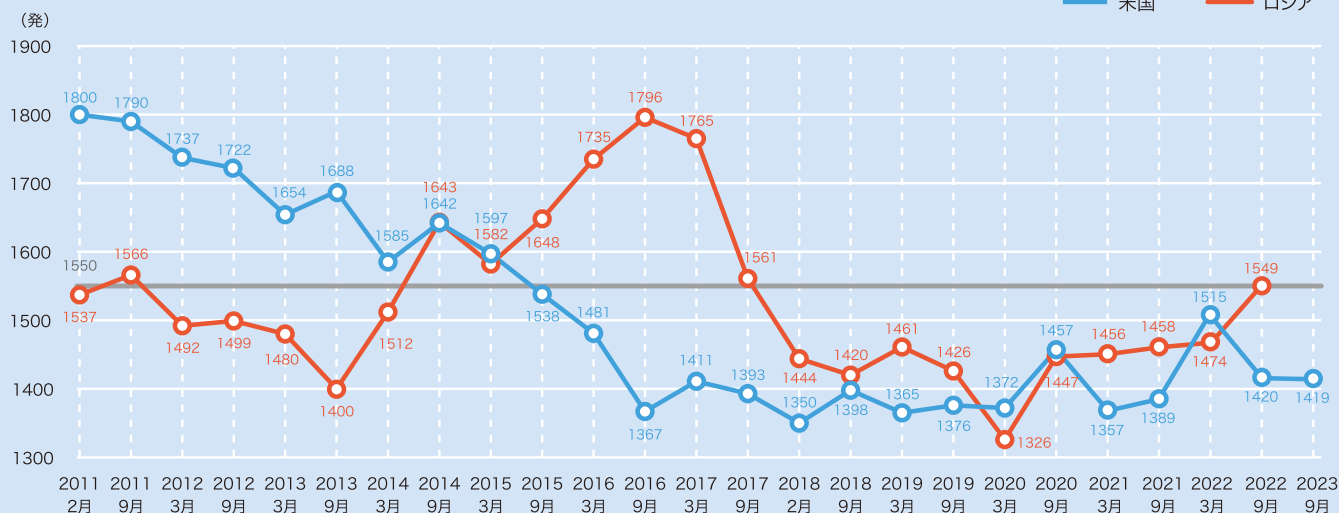
戦略核の削減義務の遵守は、米露間でデータを交換したり、相互に現地査察を実施したりすることなどによって検証されています。

条約の期限は2021年2月5日までで、最大5年間延長ができると規定されていました。両国は延長の期限や条件などを巡り協議を重ね、バイデン政権発足直後に無条件で条約を5年間延長することが合意されました。

しかし、2023年にロシアは新STARTの履行停止を決定し、現地査察の受け入れとデータの交換を行わないことを発表しました。2023年時点で新STARTの再履行は実現されていません。

【新STARTのもとでの米露の配備戦略(核)弾頭数の推移】

— 条約上の上限
— 米国 — ロシア



【新STARTのもとでの米露の戦略(核)戦力】

2022年9月時点

	配備戦略(核)弾頭 	配備戦略(核)運搬手段   	配備・非配備戦略(核)運搬手段・発射機
条約上の上限	1,550	700	800
米 国	1,420	659	800
ロシア	1,549	540	759

出典: 米国防務省公表資料をもとに作成

核軍縮を巡る最近の動向

中距離核戦力全廃条約（INF条約） 1987年12月署名、1988年6月発効

条約では、米ソが保有する地上発射中距離ミサイル（射程500～5,500km）の全廃を定めました。一定のカテゴリーに限定されるものの、米ソの核戦力を初めて削減、さらには全廃するという、画期的な条約でした。

またINF条約は、米ソ間の現地査察の実施を初めて規定した条約でもありました。

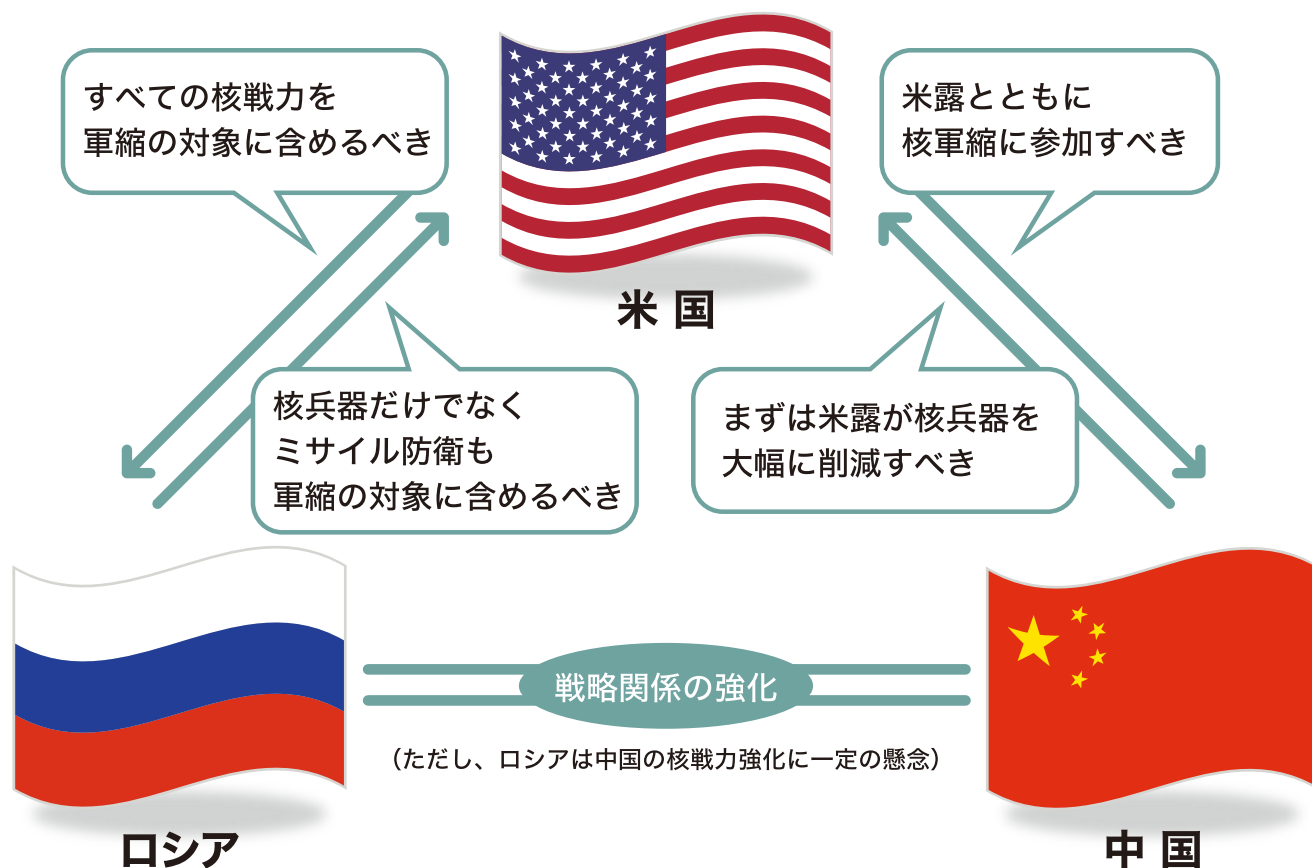
両国は1991年6月までに、あわせて2,700基のミサイルについて、廃棄を完了しました。

しかしながら、その後、米ソ以外の国による中距離ミサイルの取得や強化が続き、なかでも中国や北朝鮮は数的にも質的にも高いレベルのミサイル戦力を保持しています。また、2014年以降、米国はロシアがINF条約に違反して地上発射型巡航ミサイルの9M729を実験・配備したと主張しました。

米国は、こうしたことを理由に挙げ、2019年8月に条約から脱退しました。ロシアも履行停止を表明したことで、INF条約は実質的に終焉しました。

米露中の核軍縮を巡るせめぎあい

核兵器の削減を定めた条約はこれまで、米国とロシア（ソ連）の2カ国で結ばれてきました。近年、中国が大国として台頭し、その核戦力が質・量ともに拡充されるなかで、米国は中国に対して核軍備管理協議に参加するよう呼び掛けてきました。これに対して中国は、世界の核兵器の9割を保有する米露が大幅に核兵器を削減した後、多国間の核軍縮が交渉されるべきだとの立場を繰り返し表明しています。また米露は、新STARTに続く核軍縮のありかたについて、異なる主張を展開しています。



核兵器のない世界に向けたアプローチ

「核兵器のない世界」という目標に公然と反対する国はありません。これを実現するための様々なアプローチが核兵器国・非核兵器国の双方から提唱されています。

核軍縮を進める効果的な措置として、次のようなものがあります。

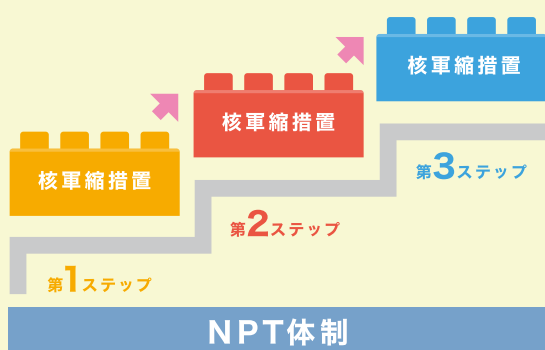
核軍縮措置の例



(イメージ図)

米国、ロシア、英国、フランス、中国の5核兵器国は、これらの核軍縮措置をひとつずつ達成していく「ステップ・バイ・ステップ・アプローチ」を主張してきました。また日本など米国と同盟・友好関係にある非核兵器国は、核兵器国と非核兵器国が協力して着実に核軍縮措置を積み上げていく「前進的アプローチ」の重要性を述べてきました。どちらのアプローチもNPT体制を基礎として、核軍縮と安全保障上の要請とのバランスをとりつつ、実行可能な措置を着実に進めることが、核兵器のない世界に向けた最も効果的かつ現実的な道程だとしています。

ステップ・バイ・ステップ・アプローチ



(イメージ図)

前進的アプローチ



(イメージ図)

しかしながら、CTBTは1996年に採択されてから25年以上経過しましたが、いまだ発効の目途はたっていません。FMCTも、やはり25年近くにわたって、条約の交渉開始にすら至っていません。2010年代半ば以降、核軍縮の取組は停滞、さらには逆行しています。こうしたなかで、多くの非核兵器国と市民社会が新たな核軍縮アプローチとして推進したのが、核兵器禁止条約の制定でした。

核兵器禁止条約 (Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW)

核兵器禁止条約 (TPNW) は、核兵器禁止の法的規範の確立を目指して、国連で開催された交渉会議の結果、2017年7月に122カ国の賛成で成立しました。TPNWは核軍縮の歴史において、非核兵器国と市民社会が積極的に主導して条約策定プロセスを進めた初めての事例でもあります。条約では、締約国による核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、使用・威嚇を法的に禁止しています。

【署名／批准】

2017年9月20日に署名開放されて以降、署名／批准国は着実に増加し、2020年10月24日に批准国が50に達したことで、2021年1月22日に発効しました。
2023年末時点で、署名国が93、締約国が69となっています。

【課題】

すべての核兵器国と核保有国、また日本を含め米国と同盟関係にある非核兵器国 (核傘下国) は、TPNWに署名していません。核兵器国は、国家安全保障上、核兵器が直ちに禁止されることに反対しています。また核傘下国は、核兵器を保有する国々が参加する形で核軍縮を進めるべきだと主張しています。

【TPNWの署名・締約国の状況】 (2023年末時点) 署名・締約国は表紙の世界地図を参照

署名国 (93カ国)

ブラジル
インドネシア など

締約国 (69カ国)

オーストリア
カザフスタン
メキシコ
ニュージーランド
南アフリカ など

署名していない国

核兵器国

米 国 ロシ ア 英 国 フ ラ ンス 中 国

非核兵器国

日 本	スウェーデン	シリア
韓 国	スイス	エジプト
豪 州	ノルウェー	トルコ など
ドイツ	イラン	

核保有国

インド イスラエル パキスタン

北朝鮮

ひろしまレポート評点イメージ

『ひろしまレポート2024年版』では、核問題を巡る2023年の各国の動向を調査、分析、評価しています。

【評価方法】

核軍縮・核不拡散・核セキュリティの3分野について、下記の項目ごとに、公開資料などをもとに調査、分析、評価を行っています。

・核軍縮：核弾頭や運搬手段を削減・廃棄すること、またそれを推進する環境をつくりだすこと。

41項目(核兵器保有数、国連総会での投票行動など)

・核不拡散：核兵器を保有する国を増やさず、核物質の平和的利用に協力すること。

19項目(NPTへの加盟、IAEAへの協力など)

・核セキュリティ：核物質その他の放射線物質を使用したテロ活動などを防止すること。

18項目(核物質の保有量、関連条約への加入など)

【対象国】

・NPT上の核兵器国(5)：米国、ロシア、英国、フランス、中国

・NPT外の核保有国(3)：インド、イスラエル、パキスタン

・非核兵器国(核軍縮・核不拡散については22、核セキュリティについては18)

：日本、ドイツ、オーストリア、イラン、南アフリカなど

・その他：北朝鮮

ここでは対象国について、各分野の取組状況を数値化した評点率を紹介します。ただし、非核兵器国については、代表的な国を抜粋しています。

ひろしまレポートについて、
詳細はこちらから
国際平和拠点ひろしまウェブ
サイトをご参照ください。



〈凡例〉



〈評点率〉 80～100%



60～79%



40～59%



20～39%



～19%

5核兵器国



米 国



ロ シ ア

核軍縮



評点率
17.2%

核不拡散



評点率
83.0%

核セキュリティ



評点率
52.6%

核軍縮



評点率
-5.9%

核不拡散



評点率
53.2%

核セキュリティ



評点率
13.2%

5核兵器国



英 国



フランス



核保有国



インド



中 国



イスラエル



パキスタン



非核兵器国



日 本



ド イ ツ



オーストリア



イ ラ ン



南 ア フ リ カ



北 朝 鮮



その他

2023年の核を巡る主要な動向

G7広島サミット

2023年5月に開催されたG7広島サミットでは、「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」(以下、「広島ビジョン」)が採択されました。この文書は核軍縮に焦点をあてた初めてのG7首脳文書です。「核兵器のない世界」に向けたコミットメントを再確認したことは一定の重要な成果であったと評価された一方、核兵器廃絶への具体的な道筋が示されなかったこと、さらに核抑止について、現状肯定的と受け取られる内容の文言が採択されたことに対する批判も見られました。会期中にはG7参加国・招待国の首脳や国際機関の代表、並びにゼレンスキー・ウクライナ大統領が、平和記念資料館の視察、被爆者との対話、並びに原爆死没者慰霊碑への献花などを行いました。

ロシアの侵略と核

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略において、ロシアは核の恫喝を繰り返し、広島・長崎への原爆投下以来初めて核兵器が使用されかねないという強い危機感を国際社会にもたらしました。さらに、ザポリージャ原発を稼働中にもかかわらずロシアが砲撃・占拠したことで、武力紛争時の原子力施設の安全に対する国家による脅威という新たな課題が浮き彫りになりました。

国際会議

11～12月にかけて核兵器禁止条約(TPNW)第2回締約国会議が開催され、「宣言」「決定」がコンセンサスで採択されました。会議には56の締約国、122の非政府組織に加え、33カ国がオブザーバーとして参加しました。7～8月に開催された第11回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議第1回準備委員会では、核兵器国と非核兵器国の間、さらに核兵器国間の亀裂の深刻さが改めて示されました。

核軍縮の停滞

国際的に安全保障環境が緊迫化するなかで、核保有国は核抑止の重要性をあらためて認識し、核戦力の近代化を続けています。核軍縮は停滞、さらには逆行が続き、ロシアは新戦略兵器削減条約(新START)の履行を停止、CTBTの批准を撤回しました。米露間あるいは中国などを含む多国間での核兵器のさらなる削減に向けた議論は進んでいません。核兵器国と同盟関係にある非核兵器国も、核の傘を含む拡大抑止への依存を強めつつあります。

核拡散問題

北朝鮮はミサイル発射実験・訓練を度々繰り返して核戦力の強化を進め、戦術核戦力の導入にも言及しました。イラン核合意の再建に向けた米・イラン間の間接交渉は進展せず、イランはこの間、濃縮ウランの貯蔵量やウランの濃縮度を高めています。

市民社会の参画

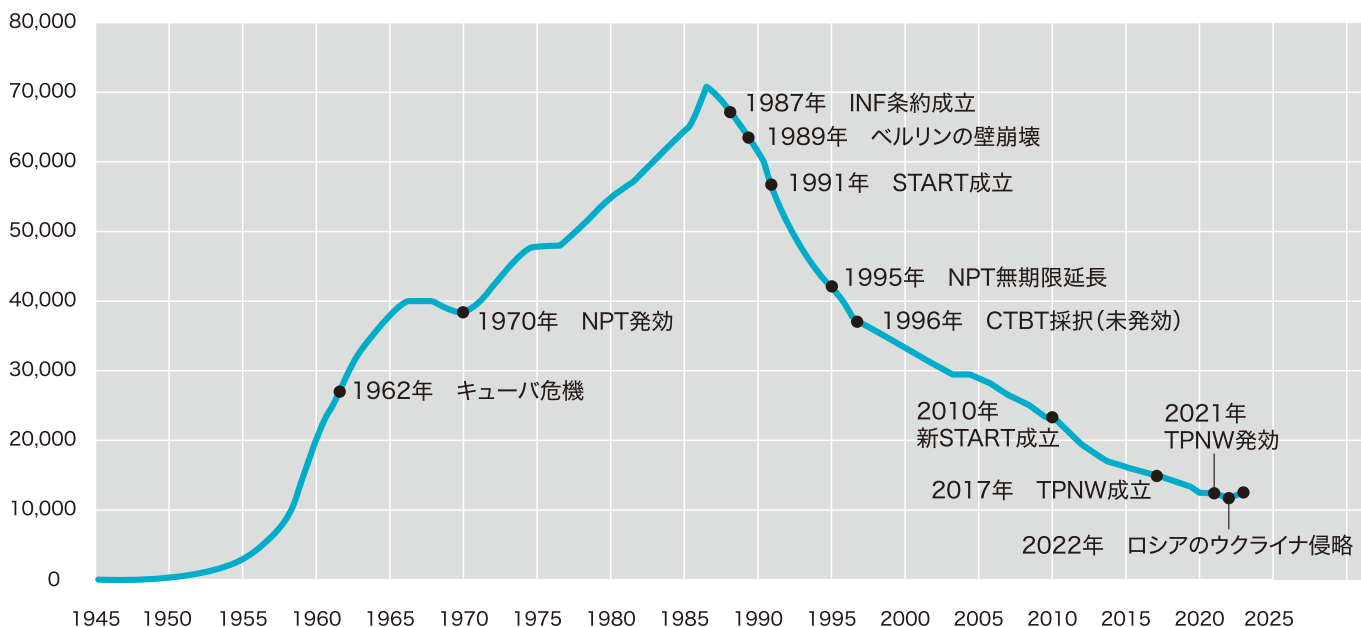
NPT準備委員会やTPNW締約国会議をはじめ、様々な場で、多くの国やNGOなどが、軍縮・不拡散教育、ジェンダーを含む多様性・包摂性、軍縮・不拡散問題への市民社会のさらなる参加、そして指導者や若い世代をはじめとする多くの人々が被爆の実相に触れることの重要性を強調しました。

核兵器保有数の推移

第二次世界大戦末期の1945年7月に米国が世界初の核実験に成功し、その翌月、広島(8月6日)と長崎(8月9日)に原子爆弾が投下されました。以来、75年以上にわたって核兵器は実戦では使用されていませんが、現在、米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタンが核兵器を保有し、イスラエルの保有も確実視されています。さらに、2000年代に入ると北朝鮮が核実験を実施し、核兵器の保有を公言しています。

米国とソ連の核軍拡競争が繰り広げられた冷戦期、ピーク時には地球上に7万発もの核兵器が存在しました。その数は冷戦の終結とともに削減されてきましたが、2023年時点で、依然として12,512発の核兵器があると考えられています。近年は削減のペースが鈍化している一方、中国の核戦力増加のペースは加速し、またインド、パキスタンの核兵器保有数もそれぞれ年10発程度のペースで増加していると推定されています。北朝鮮の核兵器も増加傾向と推測されています。

世界の核兵器保有数推移(1945~2023年)



出典: 1945~2006年はBulletin of the Atomic Scientists、
2007~2023年はストックホルム国際平和研究所(SIPRI)年鑑より作成

また、いずれの核兵器国／核保有国も、核兵器と、これを搭載するミサイルなど運搬手段の性能・威力の向上(近代化)を続けています。そのなかには、核爆発を伴わない未臨界実験やコンピュータ・シミュレーション、さらには核爆発実験を実施する国もみられます。

国際的・地域的な安全保障環境が不安定化するなか、核兵器国／核保有国は国家の安全を守るうえで、核兵器による抑止力を働かせることが依然として必要不可欠であると位置づけ、その役割を改めて重視しています。「核兵器のない世界」を実現するためには、国際的・地域的な安全保障環境を改善し、安全保障における核兵器の役割を低減していくことが必要です。

同時に、核兵器の使用は非人道的な結末をもたらすことを踏まえ、被爆の実相を伝えていくこと、核兵器は廃絶されるべき兵器であるとの規範を構築していくことも重要です。